

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案要綱

## 第一 独立行政法人産業安全研究所法の一部改正

### 一 題名

題名を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法」に改めること。（題名関係）

### 二 名称

法及び独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に改めること。（第二条関係）

### 三 労働安全衛生総合研究所の目的

独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「労働安全衛生総合研究所」という。）は、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とするものとする。 （第三条関係）

### 四 特定独立行政法人以外の独立行政法人

労働安全衛生総合研究所を通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削ること。

(現行第四条関係)

## 五 役員及び職員

(一) 労働安全衛生総合研究所に、役員として、理事二人以内を置くことができるものとする。 (第

六条関係)

(二) 労働安全衛生総合研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととする。 (第九条関係)

(三) 労働安全衛生総合研究所の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十条関係)

## 六 業務の範囲

(一) 労働安全衛生総合研究所は、三の目的を達成するため、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究並びにこれに附帯する業務を行うものとする。 (第十一条第一項関係)

- (二) 労働安全衛生総合研究所は、(一)の業務のほか、第二の一の(一)の調査及び第二の一の(二)の立入検査を行うものとする。 (第十一条第二項関係)

七 その他

- (一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働安全衛生法の一部改正

一 労働安全衛生総合研究所による労働災害の原因の調査等の実施

- (一) 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、労働安全衛生総合研究所に、労働災害の原因の調査を行わせることができるものとする。 (第九十六条の二第一項関係)
- (二) 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、労働安全衛生総合研究所に、立入検査(一)の調査に係るものに限る。)を行わせることができるものとともに、立入検査の実施に関する所要の事項を規定するものとする。 (第九十六条の二第二項から第五項まで関係)

二 労働安全衛生総合研究所に対する命令

厚生労働大臣は、一の(一)及び(二)の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働安全衛生総合研究所に対し、これらの業務に関し必要な命令をすることが出来るものとする。 (第九十六条の三関係)

### 三 その他

- (一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。
- (二) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第三 独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正

#### 一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「国立健康・栄養研究所」という。）を通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする規定を削ること。 (現行第四条関係)

#### 二 役員及び職員

- (一) 国立健康・栄養研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととするとともに、その職を退いた後も、同様とするものとする。 (第九条関係)

(二) 国立健康・栄養研究所の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとする。 (第十条関係)

三 その他

(一) 罰則に関し所要の改正を行うこと。

(二) その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第四 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 職員の引継ぎ等

職員の引継ぎ、国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置、労働組合についての経過措置、不当労働行為の申立て等についての経過措置について所要の規定を設けるものとする。 (附則第二条から第七条まで関係)

三 産業医学総合研究所の解散等

独立行政法人産業医学総合研究所は、この法律の施行の時にいて解散するものとともに、国が承継する資産を除く一切の権利及び義務は労働安全衛生総合研究所が承継するものとする等、その解散に関する所要の規定を設けるものとする。 (附則第八条及び第九条関係)

#### 四 独立行政法人産業医学総合研究所法の廃止

独立行政法人産業医学総合研究所法は、廃止するものとする。 (附則第十条関係)

#### 五 その他

(一) 二から四までに定めるもののほか、所要の経過措置を規定するものとする。 (附則第十一条及び第十二条関係)

#### び第十二条関係)

(二) その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。 (附則第十三条から第十五条まで関係)